

船舶事故調査報告書

平成25年9月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成24年8月26日（日） 14時05分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山下津港海南第2区のムーンブリッジ 海南市所在の海南北防波堤灯台から真方位011° 910m付近 （概位 北緯34° 09.3′ 東経135° 11.1′）
事故調査の経過	平成24年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ^{かいりきん} 海里Ⅲ、0.1トン 252-24755和歌山、有限会社シーフェローズ（A社） 2.89m（Lr）×1.10m×0.46m、FRP ガソリン機関、103.9kW、平成16年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 26歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年7月1日 免許証交付日 平成21年7月1日 （平成26年6月30日まで有効）
死傷者等	本船 なし 浮体 重傷 1人、軽傷 1人（いずれも搭乗者）
損傷	本船 なし 浮体 破損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長が操縦し、友人2人を横一列（以下、右側の搭乗者を「搭乗者A」及び左側を「搭乗者B」という。）に座らせた長さ約1.68m及び幅約2.64mのゴムチューブ製の浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約18mのトーイングロープで引き、和歌山下津港海南第2区の「ムーンブリッジ西側橋脚」（以下「本件橋脚」という。）の西側海面を時速約20kmの対地速力で北進した。 船長は、本船の右舷後方に位置していた本件浮体が、本件橋脚へ衝突しないようにハンドルを左に切ったものの、平成24年8月26日14時05分ごろ、本件浮体が本件橋脚に衝突し、搭乗者2人が海に投げ出された。

	<p>搭乗者2人は、救急車で病院に搬送され、搭乗者Aが右骨盤及び右膝蓋骨骨折と、搭乗者Bが右中指打撲とそれぞれ診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、潮高 約150cm（海南）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、A社から本船及び本件浮体を借り受けた。 船長及び搭乗者2人は、いずれも救命胴衣を着用していた。 本件橋脚から西側の護岸までの距離は、約25mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>本船は、和歌山下津港海南第2区のムーンブリッジ付近において、搭乗者A及び搭乗者Bを乗せた本件浮体を引いて北進中、本件浮体が本件橋脚に衝突したことから、搭乗者2人が、本件橋脚に接触し、又は落水した時の衝撃により負傷した可能性があると考えられるが、船長及び搭乗者から情報が得られなかったため、本件浮体が衝突に至った状況及び搭乗者が負傷に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、和歌山下津港海南第2区のムーンブリッジ付近において、搭乗者A及び搭乗者Bを乗せた本件浮体を引いて北進中、本件浮体が本件橋脚に衝突したため、搭乗者2人が、本件橋脚に接触し、又は落水した時の衝撃により発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮体を引く際は、橋脚等の障害物から離れて航行すること。